

当院は平成30年4月1日より、入院の医療費 計算方式をDPC(包括評価)方式へ変更します。

●DPCとは

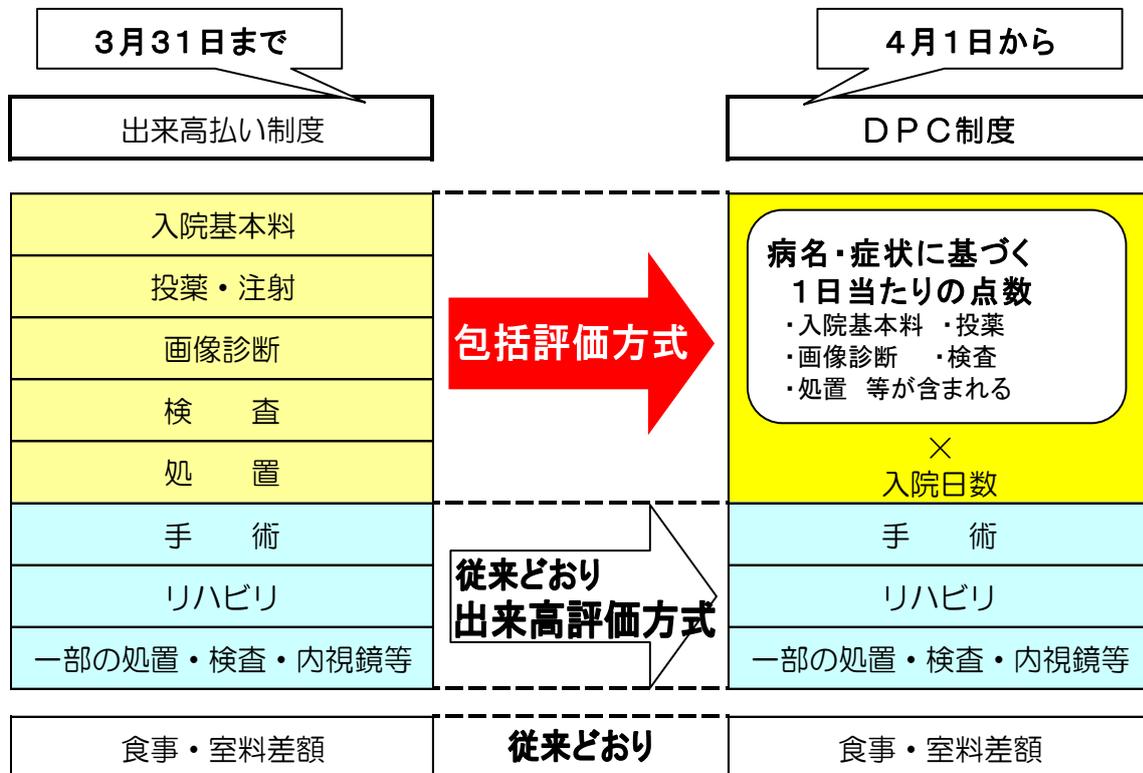
DPCとは、「Diagnosis(診断) Procedure(診療行為) Combination(組み合わせ)」の略で、従来の診療行為ごとに計算する「出来高払い」方式とは異なり、入院患者さまの病名や症状をもとに、手術の有無や合併症の有無、処置の状況、重症度などに応じて、厚生労働省が定めた1日当たりの『診断群分類点数をもとに医療費を計算する定額払い』+『出来高払い』の会計方式です。

●DPC(診断群分類に基づく包括評価)による入院医療費の計算方法

患者さまの入院治療の主たる病名を診断群分類にあてはめます。その分類にしたがって、1日当たりの医療費が計算されます。治療内容によってはDPC対象外となる場合もあります。また、労災保険・自賠責などもDPC対象外です。

この方式で入院医療費を計算する場合は、入院中の投薬、注射、検査、画像診断、処置などに関しては薬剤使用量や検査・処置の回数に関係なく包括評価されます。ただし、手術、麻酔、内視鏡検査、リハビリ、透析などについては、これまでどおりの出来高評価方式で計算されます。

DPC制度の概要イメージ



●DPC病院ではできないことがあります。

決められた診断群分類の医療費請求しかできないため、一連の診療以外の“ついで診療”はできません。また、当院入院中に他院への診察やお薬を処方されることも出来ませんので、他院からの処方薬が必要な場合は当院主治医または看護師までお申し出ください。

DPCに関するQ&A

Q1. なぜDPC制度に変えるのですか？

A1. DPC制度は、厚生労働省が平成15年4月の閣議決定に基づき、医療の標準化や質の向上等を図るために導入を推進している制度です。患者さまのメリットとしては、DPC対象病院では標準的な医療が受けられ、医療の標準的価格も明らかになり、また、在院日数の適正化など無駄のない医療を受けることができるという点があります。現在、全国の大学病院や国立病院などを中心に、大多数の急性期病院がこのDPC制度に参加しています。

Q2. すべての入院患者さまがこの制度の適用となるのですか？

A2. 主治医が入院患者さまの病名や診療内容によって診断群分類のいずれかに該当すると判断した場合に、DPCで医療費を計算します。病名が診断群分類のいずれにも該当しない場合や下記のような場合には、従来の計算方法（出来高評価方式）となります。

- ・疾患名がDPC(診断群分類)に該当しない方
- ・労災保険・自賠責等の自由診療で入院される方
- ・結核病棟入院料を算定する方
- ・入院後24時間以内に亡くなられた方
- ・地域包括ケア病棟入院料を算定する方

Q3. すべての病院がDPCの計算方法を採用しているのですか？

A3. 厚生労働省の調査に協力し、一定の基準を満たした病院が「DPC対象病院」として認可を受けることができます。平成29年までは全国で大学病院や国立病院などを中心に1,668の病院がDPCによる入院費の算定を行っていました。当院も、平成30年度より「DPC対象病院」として認可されましたので、平成30年4月よりDPCによる入院費の算定を開始することになりました。

Q4. DPCになると医療費は安くなるのでしょうか？

A4. 患者さまの病気の種類(病名)と診療内容によって1日あたりの医療費が決まるため、高くなることも安くなることもあります。また病院の機能によって厚生労働省が定めた係数があるため、同一の疾患で治療を行った場合でも、病院によって医療費が若干異なることがあります。

Q5. DPCの算定ではなく、従来の出来高評価による算定を選ぶことができますか？

A5. 厚生労働省の定めたルールにより、DPC対象となる疾患の場合は出来高による算定を行うことはできません。

Q6. 入院中に病名が変更になった場合は医療費の支払い方法はどのようなのでしょうか？

A6. 入院中の病状の変化や治療の内容によって、DPCが入院の途中で変更になる場合があります。DPCは1回の入院において1つだけと定められていますので、そのような場合は最終的な診断群分類を適用し、入院初日から請求額の再計算を行います。月をまたがって入院されている場合には、請求額の過不足を調整します。

Q7. 高額療養費の取扱いはどうなりますか？

A7. 高額療養費制度の取扱いに関しては、従来と変わりません。限度額適用認定証をお持ちの方は総合受付窓口にご提示ください。

Q8. 平成30年4月以前から入院している場合、診療費はどうなりますか？

A8. 平成30年4月1日以前から継続して入院されている患者さまにつきましては、平成30年6月からDPC制度の対象となります。